学 則

① 商号又は名称	株式会社こうのとり
② 研修事業の名称	株式会社こうのとり カイゴミライズアカデミー 同行援護従業者養成研修
③研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成
	18 年厚生労働省告示第 538 号)に基づく同行援護従業者養成研修
④研修課程	(一般課程)・(応用課程)(実施する課程に○)
⑤事業者指定番号	86
⑥開講の目的	視覚障がいを有する障がい者等の外出時における移動の支援に関する知識及
	び技術を受講者に習得させることを目的とする。
⑦講義・演習室	講義:大阪府和泉市府中町一丁目6番12号 2階 講義室・演習室
(住所も記載)	演習(全身性課程): 大阪府和泉市府中町一丁目 6 番 12 号 2 階 講義・演習
	室
⑧講師の氏名及び	講師一覧表(別添 2-2)を参照。
担当科目	
⑨使用テキスト	同行援護従業者養成研修テキスト (当社オリジナルテキスト)
⑩受講資格	同行援護に従事することを希望する者、従事することが確定している者
⑪広告の方法	当社ホームページにおいて広報する。
⑫情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。
	https://kounotori.biz/
③受講手続き及び本	・受講希望者は電話または FAX にて申込資料等請求を行う。
人確認の方法(応	・申込資料等の送付を行い、所定の申込票を記入の上、持参・郵送・
募者多数の場合の	FAX にて申し込む。
対応方法を含む)	・受講料の支払いの確認にて受講者決定となる。なお、受講希望者多数の場合
	は、申し込み順にて受講決定する。
	・本人確認は、申し込み時の受講申込書及び開校日受付時に下記いずれかによ
	り行う。
	①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票 ②住民基本台帳カード
	③在留カード等 ④健康保険証 ⑤運転免許証 ⑥パスポート
	⑦年金手帳 ⑧運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証ま
	たは登録証
⑭受講料及び受講料	一般課程のみ 20,100円 (テキスト代込、消費税込)
支払方法	応用課程のみ 18,100円 (テキスト代込、消費税込)
	一般・応用課程 35,100円 (テキスト代込、消費税込)
	受講料は受講日前月 20 日までに当会指定口座に振込む。
	また当日までに現金での支払いも可能。

⑤解約条件及び返金	開講日 11 日前までは、全額を返金。
の有無	開講日 10 日前以降は返金せず。
	弊社からのキャンセル: 応募者が 5 名に満たなかった場合、講座を非開講と
	することがある。その際、 振込済の受講料は全額返金する。
⑥受講者の個人情報	個人情報保護規程策定の有無(有・無)
の取扱	当社の個人情報保護規程による。
	受講者から取得した個人情報に関しては、当社が実施する講座に関する連絡・
	案内や運営において必要な範囲で使用する。
	なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑪研修修了の認定方	認定方法:修了を認定した者には修了証明書を交付する。
法	研修の修了年限:
	一般課程は開講日より2ヶ月以内に修了すること。
	応用課程は開講日より1ヶ月以内に修了すること。
	一般課程、応用課程を同時に受講する場合は3ヶ月以内に修了すること。
⑱補講の方法及び取	補講の方法:
扱	補講は次のいずれかの方法で実施することを原則とする。
	ア. 同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う方法。
	イ.他教室への振替
	ウ. 1200 字以上のレポートを提出させる方法。但し下記の条件を満たさなけ
	ればならない。 ・講義科目であること(「障がい者の人権」を除く) ・担当
	講師の評価により合格基準に達していること。
	補講に要する費用:
	ア. 個別対応:2,200 円/60 分
	イ. 他教室への振替:無料
	ウ. レポート: 1,100 円/科目
⑩課程免除の取扱	大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領の既定の通り扱います。
⑩受講中の事故等に	受講中に生じた事故については、当社にて応急処置等を行う。
ついての対応	補償に関しては損害賠償保険の保険限度内とする。
②研修責任者名、所	氏名:河野 綱希
属名及び役職	所属名:株式会社こうのとり
	役職:代表取締役
22課程編成責任者	氏名:河野 綱希
名、所属名及び役	所属名:株式会社こうのとり
職	役職:代表取締役
②苦情等相談担当者	氏名:河野 綱希
名、所属名、役職	所属名:株式会社こうのとり
及び連絡先	役職:代表取締役
	連絡先: 0725-99-8984

20研修事務担当者	氏名:河野 綱希·東野 杉子
名、所属名及び連	所属名:株式会社こうのとり
絡先	役職:代表取締役
②修了証明書を亡	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証
失・き損した場合	明書を交付する。
の取扱い	・証明書交付に係る費用:500円(税別)
26その他必要な事項	退学・休学:入所者の書面による申し出によりそれぞれ認める。退学及び休学
	に係る返金条件については、「解約条件及び返金の有無」に準じる。
	復学:休学の届出後3ヶ月以内に復学を申し出た場合は復学を認める。休学の
	届出後3ヶ月を超えた場合は退学扱いとする。
	卒業:課程修了者を卒業と認定する。
	賞罰による退学:次に該当する者について、弊社は退学を命じることができる。
	当該賞罰による退学に係る返金には一切応じないものとする。
	・受講態度が性行不良で、担当教員等に3回以上注意され、かつ、改善の余地
	がないと認められる者。

※1大阪府からのお知らせ

大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領第2の2(1)より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】

事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。

※2 研修事業者の指定担当

大阪府 福祉部 地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課 人材確保グループ

電話:06-6944-9165